

介護報酬の請求に係る消滅時効について

標記のことについては、平成14年5月30日付、県高齢福祉課介護保険室より通知されているところであります。

以下に時効に関する具体例等を示しますので、参考としてください。

また、請求期限については、法令上は2年間ありますが、毎月の請求時には請求もれ等（返戻分の再請求分を含む）がないか確認のうえ、速やかに請求手続きをお願いいたします。

なお、内容等につきましては、県高齢福祉課介護保険室と調整済みです。

介護発第 102 号
平成 14 年 10 月 10 日

介護保険事業所 御中

茨城県国民健康保険団体連合会

介護報酬の請求に係る消滅時効について

本会の事業運営につきまして、平素より格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成 14 年 5 月 30 日付、県高齢福祉課介護保険室長より通知されているところであります。

今般、国保中央会から時効に関する具体例等が示されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

また、請求期限については、法令上は 2 年間ありますが、毎月の請求時には、請求もれ等（エラー分の再請求分も含む。）がないか確認のうえ、すみやかに請求手続きをお願いいたします。

なお、本通知の内容等につきましては、県高齢福祉課介護保険室と調整済みでありますことを申し添えます。

担当 介護保険課
TEL 029-301-1567
FAX 029-301-1580

審査支払業務における介護報酬の請求に係る消滅時効の考え方

1 事業所の請求等の消滅時効

(1) 消滅時効期間

2年間

(平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

なお、この期間は給付管理票の提出の有無に左右されない。

(2) 時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日

(平成14年3月1日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

(3) 時効の中断等

査定(一部支払い)となった請求明細書

査定は請求額の一部が支払われるので、民法第147条に規定する時効の中断事由の「承認」に該当するため、査定による支払いが行われた日に消滅時効は中断する。(事業者は支払日の翌日から2年間再審査の申立てができる。)

ただし、再審査による新たな時効中断期間は発生しない。

返戻となった明細書

返戻は民法第147条に規定する時効の中断事由に該当しない。(事業者は消滅時効期間内に再請求することができる。)

なお、介護報酬の支払請求は、民法第153条に規定する「催告」に該当するため、時効消滅期間直前の請求が返戻となった明細書は、請求から6ヶ月以内に支払いが行われるように再請求することができる。ただし、最初に請求(催告)を行った時点から6ヶ月以内に裁判上の請求を行わないと時効は成立する。

事業者からの請求取り下げ依頼にかかる明細書

増額請求を目的とした過誤申立依頼は民法第153条に規定する「催告」に該当する。増額部分については、サービス提供月の翌々月の1日から時効が進行し、2年で時効が完成するが、時効完成直前に提出された過誤申立依頼は催告にあたるので催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行わないと中断の効力を失う。

2 過払いの場合(不正請求の場合を含む)の返還請求の消滅時効

(1) 消滅時効期間

公法上の債権であることから5年間

(平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県

介護保険主管課あて事務連絡)

(2) 時効の起算日

事業者が報酬を受け取った日(国保連合会から報酬が支払われた日)の翌日から時効は進行する

(3) 時効の中断

保険者が事業者に支払われた介護報酬の減額を目的として再審査の申立てを国保連合会に行った場合、国保連合会が再審査を行った結果、事業者に減額の通知をした時点で催告に該当する。よって6ヶ月以内に裁判上の請求等を行うことで、時効は中断する。

また、事業者が保険者に対し過誤申立依頼をした場合は、申立依頼(承認)をした時点で時効は中断し、過誤申立依頼の翌日から5年経過した日に消滅時効が成立する。

なお、事業者が正しい請求額について、再度請求を行う場合、当該請求については、返還請求のための一連の事務的手続きの一過程に過ぎないと考えられることから、請求権の時効について考慮する必要はない。よって返還請求にかかる時効の期間内に当該請求事務は手続きを終えるべきものと考えられる。

3 償還払い

(1) 消滅時効期間

2年間

(2) 時効の起算日

代金完済した日の翌日

4 高額介護サービス費

(1) 消滅時効期間

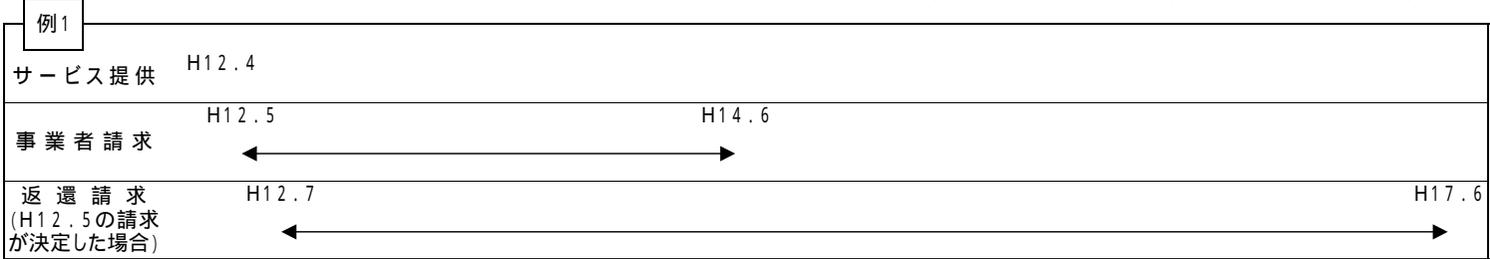
2年間

(2) 時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌月の1日

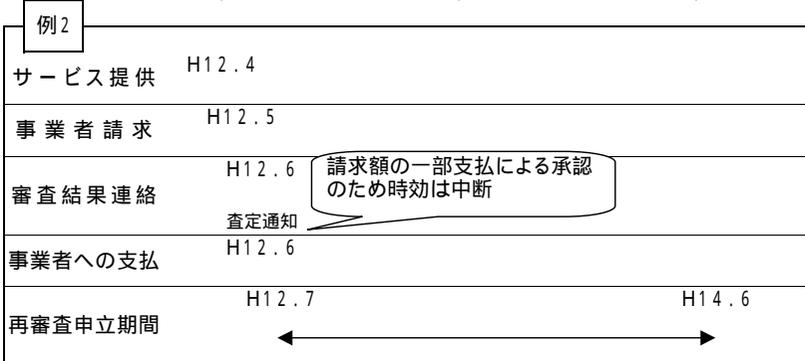
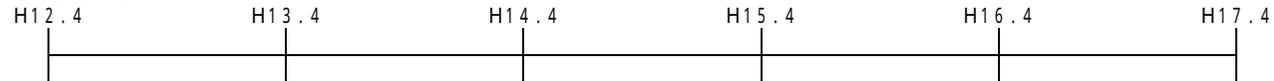
資料 1 - 2

【請求期間】



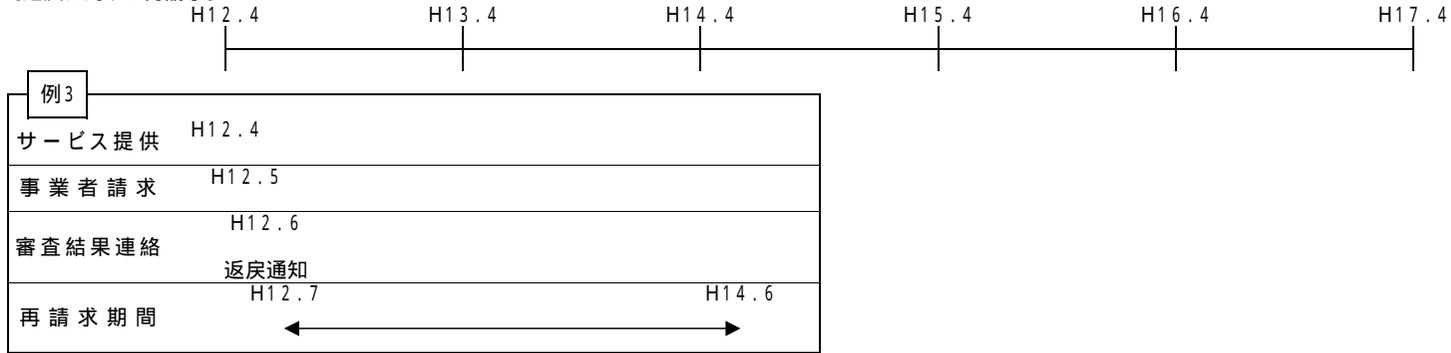
返還請求権の消滅時効の起算日は、事業者が報酬を受け取った日(国保連合会から報酬が支払われた日)の翌日となる。

【査定明細書に対する再審査申立】

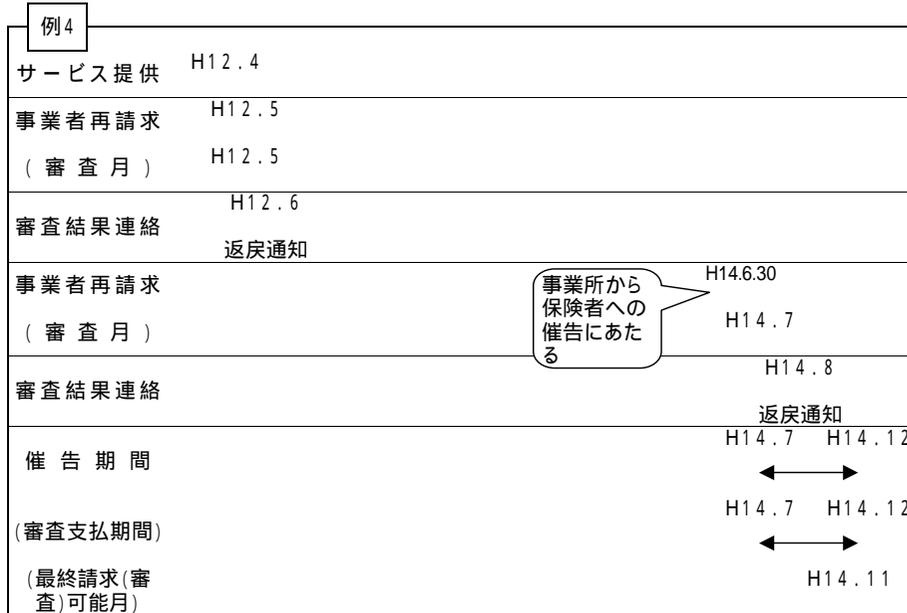


- 1 再審査申立ては、期間内であれば、何回でも可能。
- 2 ただし、再審査による新たな時効中断期間の発生はない。

[返戻に対する再請求]

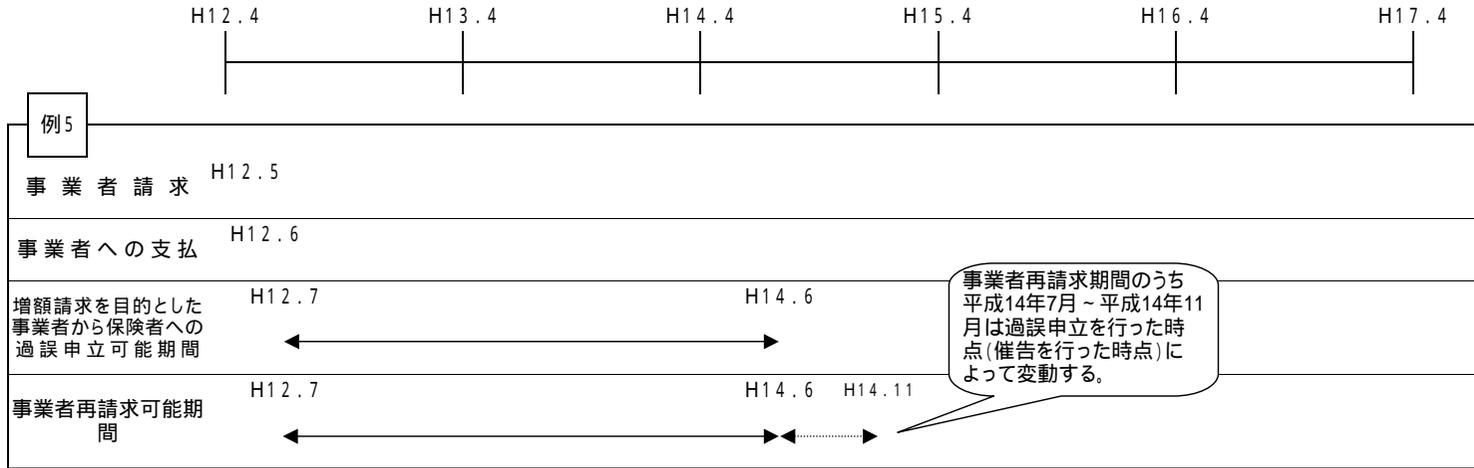


再請求期間内であれば、何回でも再請求は可能。



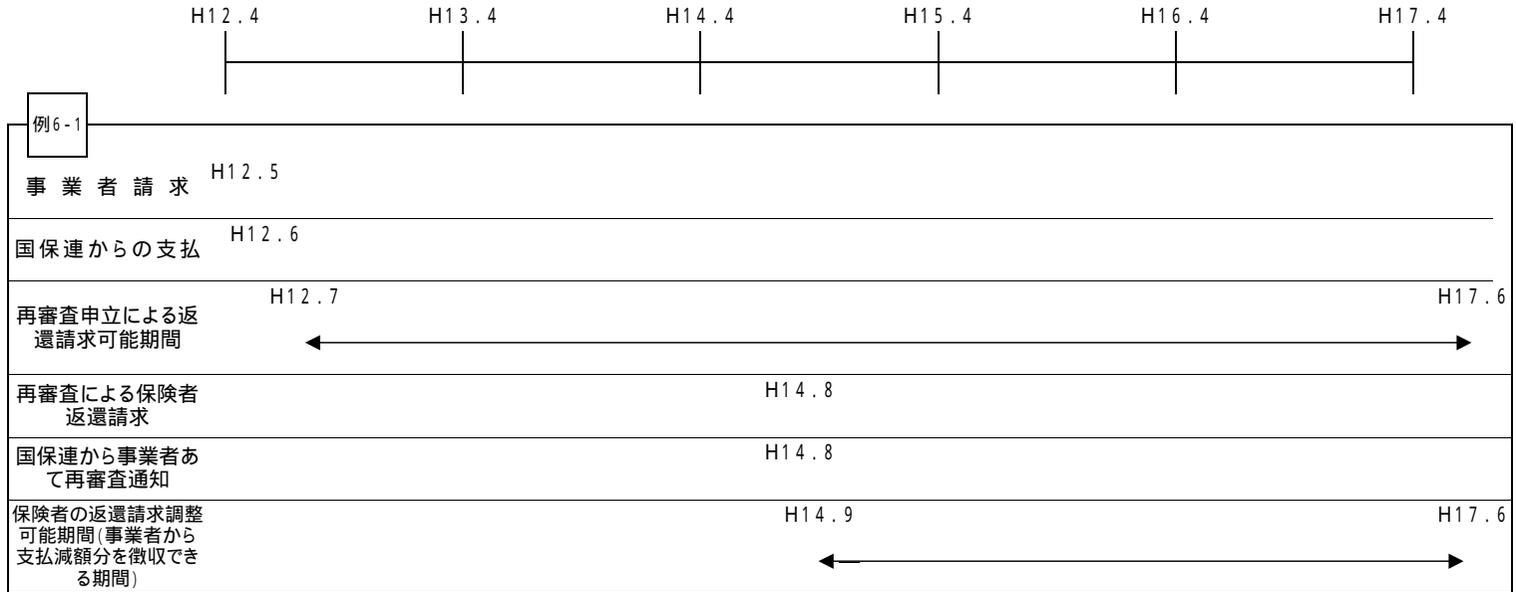
催告期間中の最初に請求を行った時点から6ヶ月を経過すると時効は成立する。

【事業者からの請求取下げ依頼にかかる再請求】

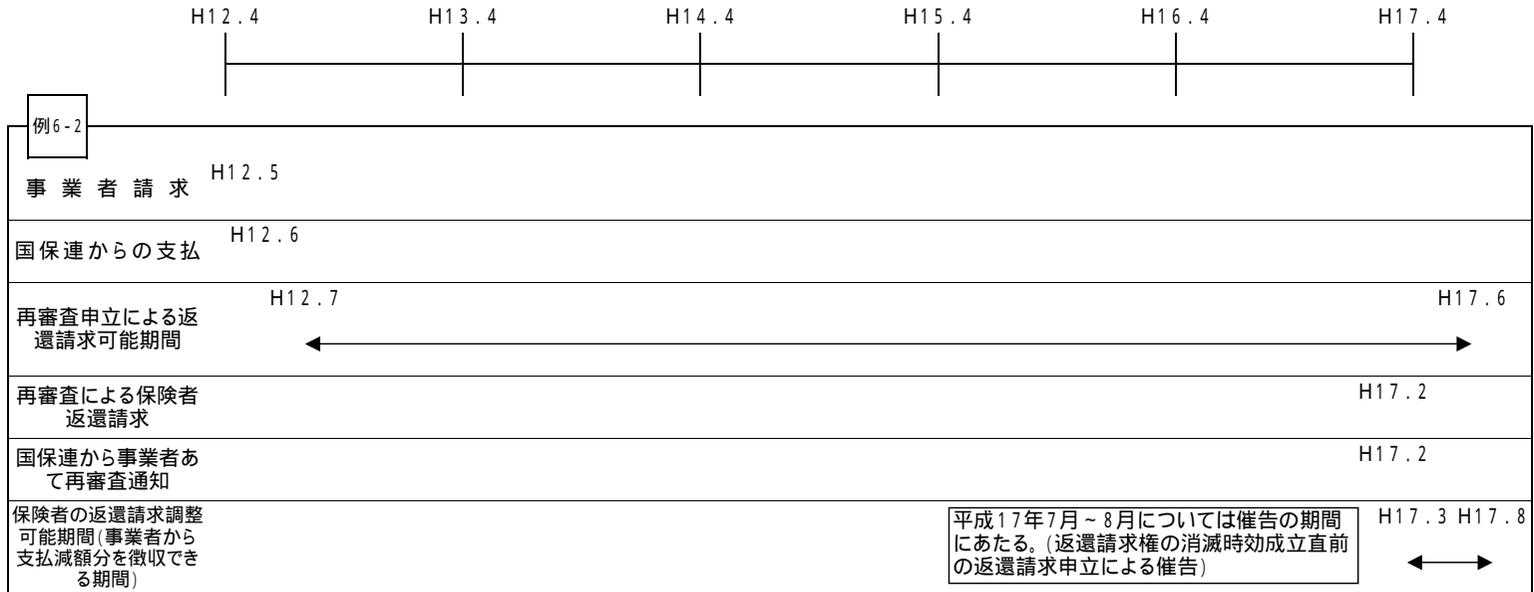


増額を目的とした事業者からの過誤申立は事業者から保険者への催告に該当するので、請求権の時効完成直前に提出された過誤申立にかかる事業者の再請求は過誤を申し立てた時点から6ヶ月以内に支払まで受ける必要がある。

【過払いの場合(不正請求の場合を含む)の返還請求:再審査申立】



【過払いの場合(不正請求の場合を含む)の返還請求:再審査申立】



[過払いの場合(不正請求の場合を含む)の返還請求:過誤申立]

